

《ストレスチェックの実施義務と報告書の記入・提出について》

労働安全衛生法の改正により、常時50人以上の労働者を使用する事業場において、平成27年12月から、年1回のストレスチェックの実施が義務付けられています。

(1) 常時50名以上の数え方について

人数の数え方については、例えば「週1回しか出勤しないような短時間パートやアルバイト」であっても、継続して雇用していれば50名に含めてカウントします。

(2) ストレスチェックの実施義務のある労働者について

事業場での呼称に係わらず、①と②の両方の要件を満たす者が対象となります。

①期間の定めのない労働契約により使用される者（契約期間が1年以上の者、1年以上使用予定の者、1年以上引き続き使用されている者を含む）であること。

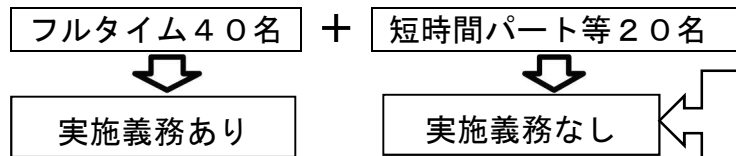
②週所定労働時間数が、同種の業務に従事する通常労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。また、2分の1以上の者は、実施することが望ましい。

なお、「週に1回しか出勤しないような短時間パートやアルバイト」は、実施義務がありませんが、実施義務のない労働者に対し実施した場合であっても、ストレスチェック報告書の「在籍労働者数」（対象労働者）の欄に、加えないで下さい。

※ 実施義務のある事業場；労働者数60名の事業場の例（図1、図2参照）

図1

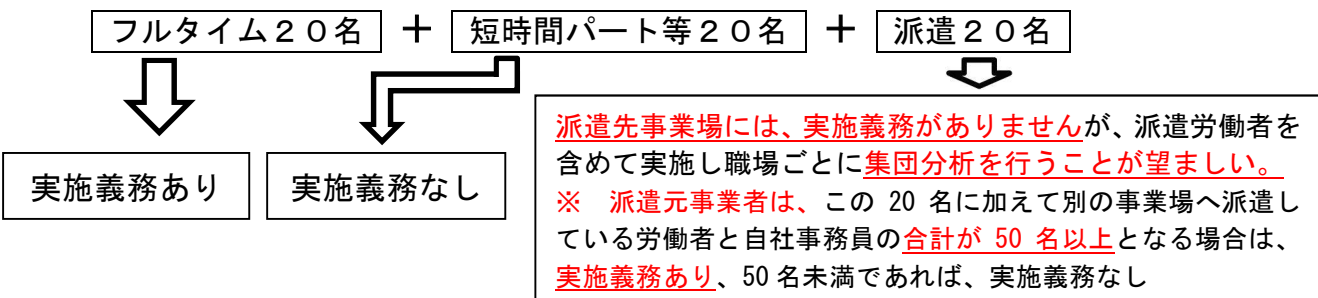
労働者60名の内訳



※ 所轄労働基準監督署に報告する際は「在籍労働者数」の欄に40名で提出

図2

労働者60名の内訳



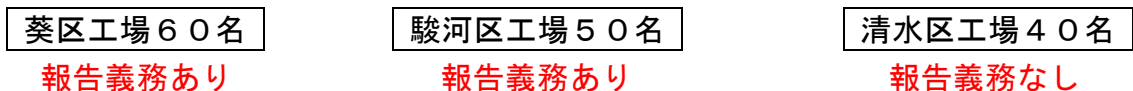
※ 所轄労働基準監督署に報告する際は、「在籍労働者数」の欄に20名で提出

※ 派遣元は、派遣元事業場が所在する所轄の労働基準監督署に提出

(3) 労働基準監督署への報告について（下図3参照）

報告の際は、工場（営業所）ごと、別々に（工場名称まで記載）提出してください。

図3



※ 同一市内等であっても、合計して一括で報告することはできません

ストレスチェック報告書の記入例

№. \$x ^2 , b&i Ø†•qM•Subè) Ý'¼ ì i

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> □□□□□ 2 2 1 0 1 0 6 7 8 9 1 0 1 1 □□□□ </div>	
〒 7 2 9 一般機械器具製造業 〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階	〒 7 2 9 1 0 厚生労働(株) 静岡健康安全工場 〒054-254 6314

暦年で記載

事業場の名称は各工場(営業所)ごとに記載

1年間を通じて複数月に亘り行った場合は、最終月を記載

検査実施年月の末日現在のストレスチェック実施義務対象者のみを記載(短時間パートやアルバイトなどの実施義務対象以外の者が実施したとしても含まない)

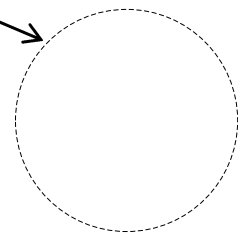
1 % & L ff%	□□128
3 % & %	□□□95
1 % &	□□□13

「面接指導を受けた労働者数」が0人の場合は、空欄

ストレスチェック実施対象者の内、報告対象期間内に検査を受けた実人数を記載(1人が1年間を通じて複数回受けたとしても1名で数える)

健康 一郎 静岡市葵区日出町10-7 静岡労働病院

監督署の受付印が押印された報告書を控えとしたい場合には、返信用の封筒(切手貼付)を同封してください



2 9 1 2 1 5 v

静岡 〃> ö =% %i*+6x Š

厚生労働(株)
代表取締役 厚生 太郎